平成２４年（フ）第４６８号
福岡市東区箱崎１丁目18番12号
債務者　竹中　昭雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７１号
福岡市中央区舞鶴３丁目６番17号
債務者　富永　孝一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７２号
福岡市中央区舞鶴３丁目６番17号
債務者　富永マチ子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７８号
福岡市東区社領１丁目７番４―504号
債務者　稲垣　里美（旧姓奥村・中村）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７９号
福岡市早良区次郎丸１丁目１番34号
債務者　松尾　義子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１１号
福岡市博多区美野島２丁目15番１―206号
債務者　江藤虎二朗
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１８号
福岡市西区小戸３丁目７番４―201号
債務者　廣瀬　　要
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２５号
福岡市東区箱崎１丁目18番12号
債務者　竹中　優子（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３４号
福岡市早良区小田部３丁目１番11―201号
債務者　平松　啓子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４２号
福岡市早良区百道浜１丁目７番３―806号
債務者　後藤リヨコ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４６号
福岡市西区姪の浜４丁目11番22―401号
債務者　松岡　幸広
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４７号
福岡市東区城浜団地49番402号
債務者　石丸　持一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５１号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘２丁目８番３号
債務者　西本　道子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９１号
福岡市西区今津4815番地
債務者　原田ヒサヨ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９７号
福岡市博多区千代３丁目18番３―506号
債務者　高松トシ子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１号
大分県日田市田島１丁目７番34号アイビーハウス301号、住民票上の住所大分県日田市大山町西大山391番地６
債務者　横尾　竜範
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県薩摩川内市冷水町527番地
債務者　渕上　竜子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原3109番地17
債務者　前床　涼子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係